

## 世羅町特産品開発業務 仕様書

### 1. 業務名

世羅町特産品開発業務

### 2. 履行期間

契約日の翌日から令和 11 年 3 月 30 日まで

### 3. 業務の目的

本町は観光産業が発達しており、繁忙期となれば多くの観光客が本町へ訪れている。

本事業では、本町の入口としてインフォメーション機能を有した「道の駅世羅」が持つ高い集客力を最大限に活かし、ターゲットや目的の異なる 2 つの菓子ラインを展開することで、地域の認知度向上と「目的地としての価値（集客力）」を創出することを目的とする。

本町は花観光等により一定の来訪者があるものの、地域を象徴するお土産品が不足している。この課題解決に向け、本事業では商品開発・選定プロセスにおいて、道の駅を舞台に地域住民を巻き込んだ試食会を実施し、客観的に評価の高かった菓子を厳選して採用する。パッケージについても多様な意見を取り入れながら、世羅町の風景や歴史など「地域がひと目で伝わるデザイン」を作り上げていく。

特に本事業では、独自に特産品開発に取り組む地元高校との緊密な連携を構築する。高校生を実際の商品開発プロセスや製造工程、道の駅での販売会へ巻き込むことで、生きたビジネスを体験する「実践的な学びの場」を提供する。さらに、本事業が主催する試食会や特産品開発コンテストの場を、高校生たちが自らのアイデアや成果を発表・紹介する舞台として提供し、地域の次世代人材の育成を強力に後押しする。

#### 1. 地域認知を広げる「安価な定番菓子」

地域産品を取り入れ、誰もが手に取りやすい価格帯の個包装菓子を展開。道の駅の一般土産売り場に広く並べることで多くの観光客の手を通じ、個包装に世羅町の魅力をあしらひ世羅町の名前と魅力を広く日本全国に浸透・拡散させる。

#### 2. 地域へ人を呼び込む「プレミアム洋菓子」

通販を行わず「ここでしか買えない」価値を徹底した高級志向の洋菓子。道の駅内に専用の「特設コーナー」を設け、特別感を演出した空間で限定販売する。本商品については、全国放送のテレビ番組等、視聴率・影響力の高い主要メディアへの露出を狙った戦略的な広報を展開し、「このプレミアム洋菓子を買うために、わざわざ世羅町へ足を運ぶ」という、新たな目的型の観光客（デスティネーション観光）を強力に創出する。

このように「地域住民および地元の高校生との確かな共創・商品力」をベースに、「安価な品で地域を知ってもらい、プレミアム品で地域に来てもらう」という相乗効果のサイクルを確立する。道の駅をお土産の販売場所から『地域の未来を担う人と魅力を全国へ発信するランドマーク』へと進化させ、観光消費額の拡大と、持続可能な地域経済の活性化に寄与することを目指す。

#### 4. 業務内容

本業務の内容は概ね以下のとおりとするが、受注者は、本業務の実施にあたり、商品開発、食品流通、品質管理、販売促進、広報・PR 等に関する知見を有する体制を構築すること。また、必要に応じて各分野の専門家の知見を活用し、商品の開発から販売実装までを見据えた支援を行うこと。受注者の提案等により調整する場合がある。プロポーザルは、以下に加え事業目的を達成するためのより良い支援や手法を加えた提案を行うものとする。

受注者は速やかに、契約書、仕様書に基づき業務実施計画書（案）を作成し、発注者と協議を行い、本業務に必要な準備作業等を行う。

##### (1) 1 年目（令和 8 年度）：開発方針の策定とビジネスの基礎・体験

特産品開発の土台となるデータ整備を行うとともに、世羅高校におけるビジネス教育の基礎を築き、開発プロセスへの初期参加を促す。

##### (ア) 世羅高校との連携事業（アントレプレナーシップ教育の基礎）

① 過去の開発事業に関する調査・分析： 高校がこれまで独自に制作した特産品の販売状況や流通経路等を共同で調査し、地域ビジネスにおける成果や具体的な課題（原価、賞味期限、販路等）を客観的に探る。

② 地域産業の理解を深める出前講義の開催： 地元企業や農業者を講師として世羅高校へ招き、地域の産業構造や市場のリアリティ、利益を生み出す仕組みを学ぶ講義を開催し、ビジネスへの理解を深める。

③ 開発プロセスの初期体験： 町が進める菓子 2 種の試作品開発過程に高校生が参加。プロの発想や製造工程のリアルを間近で体験することで、実践的な学びへのファーストステップとする。

##### (イ) 特産品開発事業（菓子 2 種：高級志向プレミアム品／安価な一般定番品）

① 基礎資料の整備および開発方針の策定： 世羅町の豊かな地域資源（農産物等）を菓子へ活かすため、原材料の供給体制や市場ニーズの基礎資料を整備。認知拡大のための「安価な一般菓子」と、現地集客のための「高級志向のプレミアム菓子」の 2 ラインのコンセプトおよび開発方針を明確に策定する。あわせて、世羅町産品の特徴、地域性、作り手の想い、観光資源等を踏まえ、商品の付加価値を高めるための商品コンセプトおよび商品ストーリーを開発すること。

(ウ) 住民交流機会の創出事業

- ① 住民参画の基盤づくり：1年目は準備期間とし具体的実施はないが、次年度以降の試食イベント等に向けて体制等の検討をする。

(2) 2年目（令和9年度）：具体的商品化と「プロの壁」へ挑戦、地域を巻き込んだ実証専門家の知見を投入して試作品を完成させ、世羅高校生にはコンテストを通じて「売れる仕組み」を実践させるとともに、道の駅世羅での試食イベントを通じて住民交流を活性化する。

(ア) 世羅高校との連携事業（アイデアの創出と「プロの壁」への挑戦）

- ① 基礎資料を活用した特産品開発コンテストの実施：1年目に整備した基礎資料や知見を活用し、世羅高生による特産品開発コンテストを開催。「高校生だからこの程度でよい」という妥協を排し、原価や利益率、顧客ニーズを意識した「本当に売れるアイデア」を競わせる。
- ② 道の駅世羅でのアイデア発表・紹介：次項の試食イベントにおいて、コンテストで生まれた高校生の柔軟なアイデアや挑戦のプロセスを、観光客やメディアへ広く紹介する特設の発表の場を無償で提供する。

(イ) 特産品開発事業（専門家を交えた試作と広報・販売戦略の確立）

- ① 専門家の知見を取り入れた商品化と試食イベントの開催：1年目の検討結果を踏まえ、パティシエ等の専門家に加え、食品流通、品質管理、販売現場等の知見を導入。商業ベースでの利益確保とクオリティを両立した試作品を完成させ、道の駅世羅にて一般来訪者を対象とした試作イベントを開催して客観的評価を集める。
- ② 一般消費者の評価取得：広島県内外の一般消費者を対象としたモニター調査を実施し、味、価格、パッケージ、購入意等に関する評価を収集・分析すること。その結果を踏まえ、商品改良および販売戦略の精度向上を図ること。
- ③ 広報・販売戦略の策定およびテスト販売イベントの開催：全国メディアへの露出を視野に入れた戦略的な広報計画を策定。あわせて、道の駅世羅の通常棚（一般品）と館内特設コーナー（プレミアム品）での棲み分けを意識したテスト販売イベントを開催し、本格展開への販路拡大を図る。

(ウ) 住民交流機会の創出事業（協働によるコミュニティの活性化）

- ① 住民協働によるイベント運営と交流創出：道の駅世羅で開催する試食・販売イベントを、企画段階から地域住民と協力して実施。運営を通じて生産者・住民・観光客が触れ合う機会を創出し、地域への愛着と誇りを醸成する。

(3) 3年目（令和10年度）：本格販売と全国メディア展開、持続可能な地域循環の確立  
道の駅世羅を拠点とした本格的な販売体制を確立し、全国放送テレビ等をターゲットにした戦略的PRを展開するとともに、住民主体の持続可能なイベントを定着させる。

(ア) 世羅高校との連携事業（社会実装と実践的なPR・接客の体験）

① 本格販売・広報活動へのスタッフ参加による地域連携： 下記（イ）①に計画している道の駅世羅での実売イベントや外部への広報活動に、高校生が現場に参加。自らが関わった地域産業を直接PRし、多様な来場者対応を体験することで、社会で生きる実践力を養い、地域とのつながりを強固なものにする。

（イ）特産品開発事業（観光目的地化とマスメディアを活用した全国発信）

① 道の駅世羅での継続販売とストーリーの訴求： 開発した菓子2種を道の駅世羅のランドマーク商品として継続販売し、地域内外からの目的型の集客を強化。売場やイベント内では、高校生や地域住民と共に歩んだ「開発の経緯」を展示等で紹介し、付加価値を高める。

② メディアミックスによる情報発信の最大化： 全国放送のテレビ番組の視聴率が高い時間帯での露出をはじめ、ラジオ、雑誌、SNS を効果的に組み合わせた戦略的PRを本格化。「ここではか買えないプレミアム品」の限定性をフックに、世羅町への強力な誘客を実現する。

（ウ）住民交流機会の創出事業（住民主体による持続可能な地域活性化）

① 定期的なマルシェ・収穫祭等の開催： 特産品菓子の定着に合わせ、住民主体となる交流イベント（マルシェや収穫祭など）を道の駅等で定期開催。開発した特産品とともに、世羅町の豊かな地域資源の魅力を官民一体となって継続発信する。

（4）打合せ・協議・その他資料作成

① 定期・随時打合せの実施： 業務着手時、中間時、および成果品の納品時には必ず全体打合せを見込み、進捗状況の共有と課題解決を行う。また、開発の進行やイベント開催、高校・住民との調整状況に応じて、必要性が発生した場合は速やかに臨時の協議の場を設ける。

② 町議会説明資料等の作成： 本事業の公共性・先進性、および世羅高校との連携による教育的・経済的効果を、町議会へ客観的かつ明瞭に説明するための各種報告・説明資料を適切に作成する。

③ その他策定に必要な業務： 上記のほか、菓子2種の特産品開発、高校連携、住民交流イベントの成功に向けて、計画策定や運用の過程で生じる不可欠な付随業務（各種申請、マニュアル作成、データ分析等）を柔軟に執行する。

（5）成果品

1. 特産品開発・商品化に関する成果品

① 完成商品（菓子2種）現品

一般向け定番菓子、および高級志向プレミアム菓子のサンプル（または初回生産分）

② 商品仕様書・レシピ（製造・管理マニュアル）

原材料（世羅町産品）、配合比率、製造工程、賞味期限設定の根拠、アレルギー表示、保存方法等を明記したもの

③ パッケージデザイン・意匠データ

多様な意見を取り入れて決定した、一目で地域が伝わるパッケージ（箱、袋、ラベル等）のデザインデータ（元データおよびPDF）

④ 原価計算・収益モデルシート

原材料費、製造人件費、包装費、道の駅での販売手数料等を加味し、目標利益率を確保するための価格設定・原価計算シミュレーションシート

⑤ モニター調査・テストマーケティング結果報告書

試作品または販売予定商品について、一般消費者から得た評価を集計・分析し、商品改良や販売戦略への反映方針を整理した資料

2. 世羅高校連携・住民交流に関する成果品

① 高校生向け講義・プログラム実施記録（指導案・教材等）

1年目の企業・農業者による講義資料、ワークショップのプログラム、参加生徒の振り返りシート等

② 世羅高校特産品開発コンテスト 開催・審査記録

2年目に実施するコンテストの募集要項、高校生の提案アイデア一覧、審査基準、審査結果の記録

③ 試食・販売イベント実施報告書およびアンケート集計結果

道の駅世羅で開催したイベント（2年目・3年目）の来場者数、高校生によるアイデア発表・接客の様子（写真含む）、住民や観光客から回収した評価・試食アンケートのデータ分析結果

3. 広報・販売戦略に関する成果品

全国テレビ等のメディア露出や、道の駅での戦略的な販売を確実に実行するためのツール。

① 戦略的広報（PR）計画書およびプレスリリース原稿

全国テレビ・主要メディアをターゲットとしたプロモート計画（アプローチ先リスト、時期等）

② 道の駅世羅における販売・空間演出計画書

一般棚（定番品）の陳列計画、および特設コーナー（プレミアム品）の空間デザイン・VMD（視覚的演出）計画

③ 情報発信・PR素材（写真・紹介テキスト等）

メディアやSNS、道の駅のPOP等で使用する、プロのカメラマンが撮影した商品・開発風景（高校生・住民）の画像データおよび販促用紹介文章

4. 事業統括・行政手続きに関する成果品

町への報告および町議会への説明をスムーズに行うための公式書類。

① 特産品開発および地域連携事業 業務完了報告書（各年度・最終３ヵ年総括）

各年度の実施内容、予算執行実績、課題と今後の展望をまとめた統括報告書

② 町議会説明資料

議会への報告・説明用に最適化された、事業の成果、経済波及効果、世羅高校との教育連携実績をわかりやすくまとめたプレゼンテーション資料（PowerPoint および PDF）

③ 特産品開発 基礎資料・方針策定書（１年目納品）

１年目に実施した地域資源調査、高校の過去の特産品課題分析、２ラインの開発方向性をまとめた初期成果物

## ５．成果品の納品場所

世羅町 商工観光課

## ６．留意事項

- （１）受注者は委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」の厳守に努めること。
- （２）受注者は本業務を原則として第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある場合は、体制台帳を整備しプロポーザル提案書に付して提出すること。なお業務途中で、再委託する必要がある場合は発注者の承諾を得ること。
- （３）本業務は、複数の事業者で構成する共同企業体（JV）による参加を認めるものとする。共同企業体で参加する場合は、代表構成員を定め、各構成員の役割分担を明確にした実施体制を提案すること。
- （４）業務内容については、本仕様書に基づく内容とするとともに、事業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。また、業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- （５）業務の遂行に当たっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- （６）本業務の実施に当たり、必要となる図書等の資料は貸与する。本町が貸与する物品及び資料等については、受注者の責任において適切に管理し、本業務完了までに返還するものとする。
- （７）本業務の履行に係るデータ及び成果品は、すべて世羅町に帰属するものとする。  
成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受注者は、当該著作権の使用に関する費用負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。また、本業務の成果品について、著作者人格権を行使しないものとする。

- (8) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (9) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、発注者と受注者が協議のうえ、決定する。
- (10) 本業務は、内閣府地域未来交付金を活用する業務である。本仕様書、4.業務内容9年度・10年度の朱書き部分については、現時点で交付金の対象となっていない。今後対象とすべく変更申請を予定しているが、朱書き部は契約金額に含まないものとする。ただし、今後交付金対象となれば本業務受注者へ契約変更又は別契約で発注を予定している。